

国分寺市文化振興条例

平成19年11月3日施行

国分寺市文化振興条例【解説つき】

【解説】

国の文化芸術に関する基本理念・方針を定めた文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号。以下「法」といいます。）第35条では「地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」と定めており、国分寺市においては平成16年3月に文化振興計画を策定しました。文化振興計画では、法の定める文化・芸術の範囲より広い 歴史文化 芸術文化 環境文化 社会文化を「文化」としてとらえています。法では、芸術、芸能、華道・茶道などの生活文化、文化財等を文化芸術としており、環境文化、社会文化は、国分寺市の独自のものです。

そこで、様々な例規・計画を文化振興の点から整備を図るため、市の文化施策の基本となる方針を明示するとともに、文化振興計画を市の条例に根拠付けたものとして整備するため、文化振興条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」という。）における文化の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき定めるとともに、文化の振興に係る市民、事業者等及び市の役割を明らかにし、参加と協働により文化の振興に寄与し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

文化振興条例の目的を定めたものです。 基本理念・基本施策の制定 市民・事業者等・市の役割の明確化 協働の重要性を確認することにより、豊かな市民生活と活力ある社会の実現を図ることを目的としています。この「豊かな」以下につい

では、法の第1条と同様です。市民の文化振興は、市のみが行うべきものではなく、市民・事業者等・市が協働して推進するという観点から「市民・事業者等・市の役割」として位置付けました。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいう。

2 この条例において「事業者等」とは、市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

【解説】

この条例に規定されている用語について、その意義を明確にするため、定義を設けています。

<第1項関係>

「市民」とは、実際に国分寺市内に住所を有している者(個人)、市内で働く者、市内の学校等で学ぶ者、NPOの活動などで市内において公益的な活動をする個人をいいます。国分寺市内に住所を有するとは、国分寺市の住民基本台帳に登録されているかは問わず、生活の本拠を国分寺市に置いているということです。また、外国籍を有する者も含みます。

<第2項関係>

「事業者等」とは、市内で事業活動や公益的活動を行っている団体をいいます。事業活動を行う団体とは、市内で事業活動を行う企業、公的機関、学校等を指します。また、公益的活動を行う団体とは、市内で公益的な活動を行う市民活動団体、財団法人、NPO法人等を指します。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、すべての市民が文化を創造し、享受することができるよう、環境の充実を図らなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化の振興に関する活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、武蔵国分寺跡等の文化財、国分寺崖線の緑、湧水、用水等、市固有の文化遺産により育まれた歴史及び環境を大切にし、発展させていくとともに、新たな文化の創造に努めなければならない。

【解説】

法の基本理念よりも項目が少なくなっていますが、法よりも文化の範囲を広くとらえているため、一つ一つの文化に関する方針は第8条で規定しました。

<第1項関係>

文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であるとは、すべての市民に豊かで文化的な生活を送ることができる権利があることをいいます。文化的に生きる権利とは、自己発見、自己実現、社会参加することであり、年齢、性別等にかかわらず保障されなければなりません。そのために、市民・事業者・市がともにその環境づくりに努めることを基本理念としています。

<第2項関係>

文化とは、他者からの押しつけや行政の干渉によってではなく、個々の自由な発想や行動により創造されるものです。そこで、基本理念として文化活動を行う者の自主性・創造性の尊重を盛り込みました。法ではこの表現では不十分ということで附帯決議がなされています。

<第3項関係>

法の基本理念を受け、国分寺の歴史、風土等の特色、すなわち、国分寺らしさを基本理念に盛り込みました。国分寺市は、奈良時代に武蔵国分寺が置かれた場所であり、鎌倉街道沿いの宿場町、鷹場、江戸中期以降の新田開発、大正の別荘地開発などいくつもの時代を経て現在の緑豊かな住宅地としての国分寺市が形作られてきました。そして多くの遺跡が発掘されています。国分寺市においては、このような歴史的経緯を踏まえた伝統文化や多くの自然の育みから生まれた文化を大切にするとともに、これら地域風土に根ざして発展させて、新たな文化を創造することを理念としました。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化を創造し、享受する権利を有するとともに、文化の担い手であることを自覚し、創意工夫をもって文化の振興に努めるものとする。

【解説】

まちへの誇りと希望をつくりだしていく力の源は、行政ではなく市民にあります。まちの中に息づく伝統や文化活動などの担い手は市民です。市民は自らの活動を通して自己実現を追求するだけでなく、個々の持っている独創性を発揮してまちの文化を向上させ、文化を支える主体となります。基本理念で述べたように個々の自主性の尊重が求められるので、責務ではなく、役割という見出しにしてあります。なお協働で文化施策を推進しますので、環境基本条例に倣って市民の役割を行政の役割の前に規定しました。

条例では、法より広い範囲で文化を捉えていることから、市民に期待される役割が大きくなっています。背景には、文化振興計画に、市民が主体的に取り組むべき重点プロジェクトとして、市民版行動計画が盛り込まれたことがあります。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、地域社会の一員として文化の振興に努めるとともに、市の文化振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

地域の事業者等(市内で事業活動や公益的活動を行っている団体)による文化活動は、その専門的な知識や技術を生かして、自由で多様な活動が期待できます。事業者等とそこに働き、または活動する人々が、営利・非営利にかかわらず、ともにまちに暮らすものとして文化活動を展開していくことで、市民との文化的交流が行われ、文化の振興に結びつくと考えられます。

(市の役割)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、歴史その他の市特有の地域性のある豊富な文化遺産を生かして、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

【解説】

市は、市民の自主性・独創性を尊重し、補完性の原理に基づき、行政が市民を支援する施策とする必要があります。また、文化は市民生活全体・都市政策とも密接に関係があるため、あらゆる行政分野において文化的視点を大事にすることが重要です。これらを踏まえて、文化振興施策を総合的かつ計画的に展開することを定めています。

『文化振興計画』の目的に含まれる「行政の文化化」については、この条文にある施策の総合化・計画化の中で実現を図ります。

市特有の文化資源の代表的なものを「歴史」として明記しました。

他にお鷹の道・真姿の池湧水群、日本の宇宙開発発祥の地（早稲田実業）のペンシルロケット、アニメーション、鉄道総合研究所新幹線ひかり号開発などがあります。

（文化振興計画）

第7条 市長は、文化振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 文化振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）文化振興に関する目標

（2）文化振興に関する施策の概要

（3）前2号に掲げるもののほか、文化振興に関する重要事項

3 市長は、文化振興計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、文化振興計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

【解説】

< 第1項関係 >

第6条の市の役割を受け、「総合的かつ計画的」に文化施策を推進するために「文化振興計画」を策定し、それに基づき文化施策を計画的に推進するものです。

< 第2項関係 >

計画をつくることを条例で定めるだけでなく、どのような内容の計画をつくるのかについても条例で一定の枠組みを定めます。

（1）文化振興に関する目標 計画期間を定め、計画期間終了後の国分寺市のあ

るべき姿を明らかにするものです。

(2) 文化振興に関する施策の概要 この施策はいくつかの体系により位置付けられます。そこで、その体系に関して定めることを規定しています。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化振興に関する重要事項 計画期間内において特に重要な事項について定めることを求めています。例えば、新たな文化施設の建設や文化振興の推進体制などが考えられます。

< 第3項関係 >

文化の担い手は、行政ではなく市民です。そこで、文化振興計画を策定する際には、担い手である市民の意見を聴取する機会を設けることを定めたものです。市民の意見を聴く手法としては次のようなものがあげられます。

(1) 市民検討会、協議会

(2) 市民ワークショップ

(3) 市民モニター

< 第4項関係 >

市の文化施策のあり方を示す文化振興計画は、文化の担い手である市民にとっても重要な計画です。そこで、文化振興計画を策定したときは、市報、ホームページなどを通じて市民に広く公表することを決めました。

< 第5項関係 >

市民の意見反映と策定後の公表は、最初の策定段階でなく、計画期間中に見直しをするときにも大切な手続です。そこで、計画の変更についても、これらの手続も市に義務付けました。

(文化施策の推進)

第8条 市は、市民が市内の歴史的文化遺産を市民共有の財産として身近に感じ、次の世代に引き継ぐまちの実現に向けて、市民が歴史的文化遺産に関心を持つことができるように保存し、活用する施策を推進しなければならない。

2 市は、市民が身近に芸術にふれあえるまちの実現に向けて、市民が芸術活動に自ら参加したり、身近に芸術を鑑賞できる施策を推進しなければならない。

3 市は、豊かな緑や湧水に恵まれた憩いのあるまちの実現に向けて、市民がゆとりを感じ、快適に生活ができるよう市内の多くの自然を保全し、回復する施策を推進しなければならない。

4 市は、温かくふれあいにあふれるまちの実現に向けて、市民が行う文化活動により異なる文化及び異なる世代の間に交流が生まれ、人々の交流を促し、安心して暮らせるまちをつくる施策を推進しなければならない。

5 市は、前各項に規定する文化振興に関する施策の立案、実施及び評価に当たっては、市民の意見を反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

文化施策の方向性を文化振興計画の4つの柱「歴史文化」「芸術文化」「環境文化」「社会文化」に基づいて定めています。市の文化施策は、この4つの柱の方針から推進することとなります。

<第1項関係>

国分寺市内からは、旧石器時代の石器類、縄文時代の土器や住居跡、および、天平時代に全国有数の規模で建立されたといわれる国分寺跡(国指定史跡)等、多くの遺跡が発掘されており、国分寺市は、まさに、「歴史文化のまち」としての大きな特性をもっています。武蔵国分寺の建立以降、国分寺を經由する東山道武蔵路や伝鎌倉街道などが、政治・経済活動上、大きな役割を担い、住民の生活を支えてきました。また、それら街道の往来によって、当時の文化の伝ば・交流が行われ、地

域文化の新たな発展がもたらされました。それら先人の歩み・文化を、広く市民全体の財産として受け止め、次世代に引き継いで行くため、国分寺の歴史文化の振興を図る必要があります。

現在実施している主な施策としては、以下のものがあります。

- (1) 「史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画」の策定(ふるさと文化財課・都市計画課)
- (2) 埋蔵文化財包蔵地等の発掘調査(ふるさと文化財課)
- (3) 真姿の池湧水群と史跡武蔵国分寺跡の整備(")
- (4) 縄文土器づくり教室(")
- (5) 発掘体験教室(")
- (6) 市内・市外文化財めぐり実施(")

< 第2項関係 >

市民が、多種多様な芸術文化活動を通じて交流することで、新たな人と人のコミュニケーションができ、地域のネットワークも生まれます。このようなネットワークから、地域の身近な課題も語り合えるような新たなコミュニティを形成していくために、市は市民の芸術文化活動を振興する必要があります。また、芸術の鑑賞・ふれあいの機会が新たな創造の意欲を引き出す波及効果を重視して、市民が身近に芸術を鑑賞できるような芸術文化の振興を進めていきます。現在実施している主な施策としては、以下のものがあります。

- (1) 市民文化祭及びグループサークル情報等提供(生涯学習推進課)
- (2) 芸術・芸能系団体に公民館施設の貸し出し(公民館)
- (3) 音楽・演劇などの講座を開催(公民館)
- (4) 武蔵国分寺薪能を開催(文化コミュニティ課)
- (5) 小中学校卒業の児童・生徒に音楽鑑賞教室を開催(指導室)

< 第3項関係 >

国分寺市には、緑地や湧水源などを含む国分寺崖線が2つの台地の境界部分に存在し、市内の自然と景観をより豊かなものにしていきます。また、国分寺市は、周辺市と同様、ベッドタウンとして宅地開発が進められた経過を持つ市ではありますが、畑や雑木林等も随所に残る地域です。この緑地等の自然空間が、生活にゆとりや快適さをもたらしてくれる大切な要素であるとともに身近な自然体験や農業体験の場として重要な環境文化資源ともなっています。

市は、このような環境を保全・活用していくために、環境文化の振興を図る必要があります。現在実施している主な施策としては、以下のものがあります。

- (1) 屋上緑化等及び壁面緑化の推進（緑と水と公園課）
- (2) わんぱく学校によるクリーン運動参加（生涯学習推進課）
- (3) 湧水分布調査、湧水群涵養地域の推定調査実施（緑と水と公園課）
- (4) みどりのボランティア推進事業（緑と水と公園課）
- (5) 生け垣化の推進（緑と水と公園課）
- (6) 市民農業大学事業・援農ボランティア事業・農ウォーク事業・ブルーベリー
一等収穫体験事業（経済課）
- (7) 自然体験事業・農業体験事業（公民館）

< 第4項関係 >

社会文化とは、グループなり、地域なり、他の分野との関わりなどが、個々の文化活動の領域を越えて、社会的拡がりや意味を持っていくことを表します。文化活動を通じた地域内交流や、国際交流は多様な価値観の理解を促進するものです。また自らの文化活動の問い直しも促すことになるという意味で、地域の個性の再発見にもつながるものです。そのことは相手方を尊重することにもなり、あらためて市民が国分寺市への愛着を深めることにもなります。

市内の公民館、Lホール、いずみホールなどの文化施設の利用状況からみると、国分寺市における文化活動は年々活発化しています。こうした個々の活動の交流が

進むことにより徐々に社会文化の振興が図られると考えます。

市は、市民が文化活動を行うのに利用しやすいよう、従来の文化関係施設のほか、地域の学校をはじめとする諸施設を対象に、文化環境の整備を図ります。また、市民の文化活動について、市内および周辺都市の大学をはじめとする学校や企業、市内の各種団体や文化団体等との幅広い連携を図る必要があります。主な施策としては、以下のものがあります。

- (1) 各児童館で公民館・地域センター・防災会と連携し、映画鑑賞や観劇会を共催（子育て支援課）
- (2) 公民館のまつり（公民館）
- (3) スポーツを通じた地域交流を図るための学校開放の拡充、体育施設の充実（スポーツ振興課）
- (4) 地域センターまつりの開催（文化コミュニティ課）
- (5) 東京経済大学に市民大学特別科目聴講生制度を委託（生涯学習推進課）
- (6) 東京経済大学と連携し地域総合学習委員会を設置（ " ）
- (7) 防災まちづくりの推進（都市計画課）

< 第 5 項関係 >

前各項に規定する文化施策を進める上で P（Plan）- D（Do）- C（Check）- A（Action）は不可欠ですが、これらの手続一つ一つを市民参加で行うことを規定するものです。計画段階（P）や評価段階（C）だけでなく実行段階（D）も協働を通じて市民参加の可能性を絶えず検討することが市には求められています。

* 国分寺市文化振興市民会議は、同設置要綱第 2 条の内容を実施していく。

（第 2 条 市民会議は、文化振興計画に定められた市民版行動計画に基づく取組を実施するとともに、文化振興計画の実施状況について検討し、市長に意見を述べるものとする。）となっています。

(財政的措置)

第9条 市は、文化振興に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

市は、文化振興に必要な財政上の措置を講ずる必要があります。主なものとしては、次のようなものがあげられます。また寄付や基金など資金の調達なども検討する必要があります。

- (1) 指定文化財の管理等に係る補助金
- (2) 文化団体連絡協議会補助金
- (3) 市民活動推進事業補助
- (4) 芸術文化振興推進事業補助

その他には、信時音楽奨励基金や市民国際交流平和基金などがあります。

(文化環境の整備)

第10条 市は、文化活動の拠点づくりを推進することにより、文化活動に関する環境の整備を図らなければならない。

【解説】

文化活動を行うには、活動の場や鑑賞の場が必要です。そのような文化活動を行う人々が集える場ができると、市民同士の交流が促進されます。Lホール、いずみホール、公民館、地域センターなどの公共施設の機能を充実させ、また、旧UFJ銀行跡地のまちづくり広場国分人、駅前広場などの施設を有効活用することも考えられます。また、市民が文化活動を通じてネットワークを築けるよう、電子媒体を使った情報の提供や交換など、インターネット上での環境整備などを図ることも視野に入れる必要があります。なお、現在の施策としては次のようなものがあげられます。

- (1) 武蔵国分寺新能

(2) 講演会 , 講座 , シンポジウムなどの開催

(3) 地域センターまつりの開催

(4) 伝統文化子ども教室の開催

(情報の共有)

第11条 市は , 広く文化活動に関する情報を収集し , 市民が当該情報を利用できるように必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

文化活動は , 個別の個人や団体だけで活動するだけでなく , 多くの情報に触れ , 交流を図ることにより広がりを持つことができます。インターネットが普及したとはいえ , 活動を広げたいと考えている個人や団体が本当に必要な情報 (例えば国や都の補助金制度) を得るのは必ずしも容易なことではありません。そこで , 市にはインターネットを利用していない個人・団体への情報提供だけでなく , インターネットでは得ることの困難な情報提供機能や , 各種情報のコーディネート機能が求められます。次のような機能が考えられます。

(1) 市報での文化情報の提供

(2) 文化活動広報誌の作成

(協働による文化振興の推進)

第12条 市は , 文化の振興に当たっては , 文化の振興に係る市民及び市民活動団体等と協働して推進し , 発展させなければならない。

【解説】

文化の担い手は市民ですが , 実際の文化活動は , 多くは市民活動団体をはじめ各種団体への参加を通じて行われています。そこで , それら団体との協働も不可欠に

なります。現在でも次のような方法が採られています。

- (1) 市民文化祭や各公民館でのまつり
- (2) 国分寺プレイステーションの運営
- (3) まちづくりセンターの運営

(国及び他の地方公共団体との連絡調整)

第13条 市は、文化の振興に当たっては、国及び他の地方公共団体が実施する文化振興に関する施策について連絡調整を図り、推進に努めなければならない。

【解説】

文化施策は、人口 11 万人・面積 11.5k m²の国分寺市だけでは十分に推進することはできません。国・都の文化施策を円滑に導入し、それらを活用することにより文化施策を充実させるとともに、近隣自治体と施設の共通利用など様々な施策を連携して行う必要があります。そこで、国や他の地方公共団体との連携について規定しました。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年11月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市文化振興計画は、この条例第7条により策定された文化振興計画とみなす。

【解説】

< 第 2 項関係 >

平成 16 年 3 月に策定された国分寺市文化振興計画を文化振興条例に基づく計画として位置づけるものです。